

第25回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成22年8月20日(金) 15:30~16:55

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、宇賀委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

西川総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 基本計画部会各ワーキンググループの検討結果について
- (2) 基本計画部会における今後の審議日程等について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 基本計画部会各ワーキンググループの検討結果について

第1ワーキンググループの検討結果について、資料1に基づき、第1ワーキンググループの深尾座長からの報告があった。

第2ワーキンググループの検討結果について、資料2に基づき、第2ワーキンググループの阿藤座長からの報告があった。

第3ワーキンググループの検討結果について、資料3に基づき、第3ワーキンググループの廣松座長からの報告があった。

各ワーキンググループからの報告の後、今後の統計法施行状況報告に関する統計委員会での検討スケジュール等について、資料4に基づき樋口部会長から説明があった。なお、各委員の主な意見等は以下のとおり。

- 行政記録情報の活用に関する取り扱いについて、いずれのワーキンググループにおいても、必ずしも十分な議論がされることなくワーキンググループの意見が取りまとめられた感がある。行

政記録情報の活用などに関しては、今後、基本計画部会で審議すると聞いているが、具体的にはどのように審議するのか。

統計のスクラップ&ビルドという観点から、限られた予算の中で質の高い統計を整備することは大変重要な視点。統計全体に関わる重要な課題として意見に盛り込むべき。

ビジネスレジスターへの行政記録情報の活用を議論したところ、法制度上の問題やデータの構造的な問題など、活用に当たって様々な障害があることが分かった。まずは、基本計画別表で示された時期までに、具体的に必要となる行政記録情報を整理し、障害となっている事実を明らかにするなど、個別具体的な活用方策を検討すべき。

基本計画の策定時は、民間データであるレセプト情報をナショナルデータベースに集録することが政府の方針とされていたので、その進捗を踏まえて行政記録情報として活用することを指摘したところ。しかしながら、ナショナルデータベース化の進捗が芳しくない現段階では、統計委員会として環境整備の後押しが出来れば良いとは考えるが、今回の意見に馴染むかどうかは疑問。

行政記録情報の活用に関する府省横断的な対応に関しては、既に基本計画別表に書き込まれており、現在は具体的な行政記録情報等について関係部局などと検討・協議をしている段階。基本計画が概ね5年後を目途に具体的な成果が見込まれる事項を取り上げていることを考えれば、本年度、行政記録情報の活用に関する意見を取り上げないこととするのは妥当な判断ではないか。

行政機関個人情報保護法では、個別の法律で個人情報の提供を制限している場合を除き、統計法の協力要請などの根拠があれば提供できる旨の規定が設けられており、公務員の守秘義務などが提供の妨げになることはない。ただし、保有部局は、統計利用により今後の業務へ支障が生じることへの不安を持っているので、統計利用に対する国民の信頼を得るよう努力する必要もあるのではないかと。また、併せて匿名データでの提供など様々な工夫もすべき。

具体的に21年度までに結論を出すとされている行政記録情報は見当たらず、23年度までとしているものもその前提条件が整っていない状況では、今年度の意見として行政記録情報を取り上げることは困難であるが、昨今の財政支出削減などを鑑みれば、今後、行政記録情報の活用による効率的な統計整備が求められるだろう。本件については、今年度の意見として取り上げられなくとも、何らかの形で統計委員会として対外的に公表していくこととしたい。

- 基本計画の推進状況を毎年度、審議する必要があるのか。他の分野にも様々な基本計画が存在するので、それらのフォローアップ作業を調べていただきたい。

- 基本計画別表の中で21年度に結論を出すと、結論として現状維持（見直さない）としている項目（給与に関する3統計調査、船員労働統計調査）があるが、この結論をどのように評価していくのか。

それぞれのワーキンググループで議論した上で、本日提出いただいた検討結果としてまとめていただいた。基本計画部会では各ワーキンググループの検討結果として指摘された事項と、そこから漏れた部分を検討していくこととしている。

給与に関する3統計調査の統合については、それぞれの統計が給与勧告など政策の実施と密接に関連しており、一体化することは困難との回答を得た。また、船員労働統計の統合についても、船員労働の特殊性から、一体化することによる調査の効率化や調査項目の簡素化が見込めないとの回答を得た。以上から、第2ワーキンググループとしては、いずれについても現状維持とすることを了解したところ。

第1ワーキンググループで出された意見では、21年度中に実施した四半期推計に関するリビジョンスタディに関して、大きな改定の生じる原因の特定化、一次統計との連携などについて21年度に全てが完了したとの評価に至っていない。ただし、現在も検討作業を継続中ということなので、今後の進捗を見守りたいとしたところ。

- 各ワーキンググループの意見には、工程表が示されているものとそうでないものがあるが、どういった場合に工程表を示す必要があり、示された工程表が基本計画別表に示された時期と違う場合にはどう整理すべきなのか。また、工程表が示された場合、次年度以降にその進捗確認をする必要はあるのか。

SNAの整備に関して、例えば「年次推計については28年の経済センサス-活動調査の実施までに推計方法を確立する」とかなり長期の取組となっているが、基本計画には明記されていない詳細に関して、もう少し具体的な工程表を示すべきというもの。

基本計画は閣議決定であり、当面、決定を変更するようなことは出来ないだろうが、第1ワーキンググループのように基本計画を実現するために工程表を設ける議論はあり得ると考えている。一方、第2、第3ワーキンググループから出された意見には工程表のようなものは示されていないが、予算や人事に関わる指摘もあり、統計委員会から一方的に意見することが困難な事項もあるので、もう少し検討したいと考えている。

(2) その他

次回基本計画部会は、9月8日(水)の15時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>